

令和7年度 第1回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 令和7年7月7日（月）午後1時30分～3時

【会 場】： 新潟市役所 本館5階 全員協議会室

【出席者】： 委員長 松岡 立行 （弁護士）

委 員 石塚 千賀子 （大学教授）

委 員 今井 あかね （大学教授）

委 員 坂本 芳子 （税理士）

委 員 芳賀 裕太郎 （公募委員）

（出席数：5名／委員数：6名）

【傍聴者】：なし

（司 会）

定刻となりましたので、これより令和7年度第1回新潟市入札等評価委員会を始めさせていただきます。

司会を務めます契約課工事契約係長の樋口でございます。よろしくお願いいたします。

新潟市入札等評価委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、本市の入札及び契約手続きにおける公平性の確保と、客観性及び透明性の向上を図るため、委員の皆様からご意見を頂く場となっております。

開会に先立ちまして、事務局より2点ご連絡させていただきます。1点目、当委員会は会議録を作成・公開する関係から、会議を録音させていただいております。会議録については、後日、ホームページに掲載させていただきますので、ご承知おきください。2点目、公開会議であることから、報道機関等の写真撮影は許可することとしております。以上2点、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたり、本日は委員改選後初めての委員会となりますので、委員の皆様におかれましては、着席のままでけっこうですので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

なお、梅澤克博委員については、本日、欠席とのご連絡を頂いております。

配付いたしました名簿の順でお願いします。はじめに、石塚千賀子委員をお願いいたします。

（石塚委員）

皆様、はじめまして。新潟大学の経済科学部の石塚千賀子と申します。本日は、授業の関係

で2時ちょうどに退席いたしますが、ご容赦をお願いいたします。今後とも、よろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、今井あかね委員をお願いいたします。

(今井委員)

今井あかねと申します。日本歯科大学新潟短期大学に勤めております。この分野は全くの素人なのですが、素人としての意見を述べていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、坂本芳子委員をお願いいたします。

(坂本委員)

税理士の坂本芳子と申します。税理士法人近藤まこと事務所に勤めておりまして、新潟支部の税理士会のほうに登録させていただいています。私のほうも今回、こういう機会は初めてです。なるべくご意見を言えるようにご協力させていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、松岡立行委員をお願いいたします。

(松岡委員)

弁護士の松岡と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、芳賀裕太郎委員をお願いいたします。

(芳賀委員)

芳賀裕太郎と申します。新潟大学大学院のほうで、現在、修士課程で石塚教授のもとで学んでおります。本日は、よろしくお願いいたします。

(司 会)

それでは、次第の1「委員長の互選について」、事務局から説明させていただきます。

1. 委員長の互選について

(事務局)

契約課長の飯田です。このたびは、皆様お忙しい中、入札等評価委員会の委員をお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。再任の方、新任の方、それぞれの立場において、

公平な視点で、新潟市の入札制度について忌憚のないご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本委員会開催要綱に「委員長は委員の互選により定める」とあります。皆様から私という方はいらっしゃいますでしょうか。

では、いらっしゃらないようでしたら、事務局といたしましては、再任でいらっしゃる松岡委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。ご承認ということでよろしいでしょうか。ご承認いただき、ありがとうございます。

それでは、松岡委員は委員長席へのご移動をお願いいたします。

それでは、松岡委員長、進行よろしくお願いいたします。

(松岡委員長)

委員長を務めさせていただきます、松岡でございます。委員の皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして、次第に沿って進めさせていただきます。次第の2「定例会議報告」の(1)令和6年度下半期発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等並びに総合評価方式について、事務局は報告をお願いいたします。

2. 定例会議 報告

(1)令和6年度下半期(10月～3月)発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告

(事務局)

令和6年度下半期の発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等について、ご報告いたします。

お手元の資料の1ページ、発注工事総括表をご覧ください。

予定価格が250万円以下の工事を除く、令和6年10月から令和7年3月までの半年間の発注工事の状況です。契約総件数が383件、当初契約額の合計は195億5,376万6,100円で、平均落札率は92.61パーセントとなっております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりです。令和5年度下半期と比較しまして、件数が43件、当初契約額の合計が約76億円増加しています。これは、能登半島地震により被害を受けた下水道等の災害復旧工事と契約額3億円以上の大型工事が9件あったことにより増加したものです。

次に、2ページをご覧ください。

発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものです。平成 17 年度以降下がりに続けた平均落札率は、平成 20 年度に最低制限価格を 2 パーセント引き上げて以降上昇し、平成 26 年度に区役所発注案件について、最低制限価格の下限を 90 パーセントに引き上げたことにより、さらに上昇しました。以降は、ほぼ横ばいの状態が続いておりましたが、令和 5 年度下半期においては、若干の上昇が見られました。この上昇は、能登半島地震によって被災した施設等の応急復旧工事において、緊急を要するため随意契約とし、落札率が上昇したものと見られます。

令和 6 年度下半期は、落札率が高い傾向にある随意契約の件数が減った一方で、一般競争入札において、今回、抽出案件の音楽文化会館大規模改修工事をはじめとした、高額工事で落札率が高い案件があったことにより、全体の落札率は、やや高い水準となりました。

次に、総合評価方式について、技術管理課から説明いたします。

(事務局)

技術管理課の樋口でございます。よろしくお願いいたします。

総合評価方式について説明いたします。

3 ページ「新潟市における総合評価方式の取組状況」をご覧ください。総合評価方式につきまして、本市では 1,000 万円以上の工事発注は一般競争入札で行っており、5,000 万円以上については、総合評価方式でも入札しております。

この総合評価方式は、価格と価格以外の品質や施工方法等といった技術力を評価し、総合的に優れている者を落札者に選定する一般競争入札の方式の一つです。昨今は、建設業の喫緊の課題である将来にわたるインフラ整備のさらなる品質確保とその担い手育成を推進するための手法としても、その役割が期待されているものです。本市では、平成 18 年度から試行を開始し、これまで 18 年間で 1,647 件の案件について総合評価方式を採用してきました。本年 4 月からは、試行から実施へ移行したところですが、おおむね三つの効果が確認されています。

一つ目は、担い手育成に必要な適正な利潤が確保されているという点です。資料下段左側の表、価格点 1 位以外の落札者が 3 割となっており、適正な利潤の確保に資することができたと言えます。

二つ目は、より良い成果物の調達、技術力のアップに影響を与えている点です。資料下段真ん中の表、竣工時の工事成績は、赤色が総合評価ですが、総合評価の落札者は毎年、高得点になっており、企業の民様のご努力ではありますが、技術力の向上につながっているとと言えます。

三つ目は、受注者の理解の浸透・公平性の確保にも寄与したという点です。資料下段右側の表にあるように、「技術力の評価につながっている」と 65 パーセントの回答が得られました。また、くじ引きによる落札者の決定が、令和 5 年度の一般競争入札では 31 パーセントですが、総合評価ではゼロ件ということで、理解の浸透も公平性の確保にもそれぞれ貢献できたと言え

ると考えております。

以上で、総合評価方式の説明を終わります。

(松岡委員長)

ただいまの説明について、ご質問はございますでしょうか。

(石塚委員)

平成 24 年度は原則 2,500 万円以上の工事で適用、総合評価方式についてですけれども、大変優れているといえますか、今、建設業は人手不足とか、やはり 3 Kと言われているような厳しい状況にあるので、このようなことって、すごく素晴らしいと思います。2,500 万円以上の工事で適用と書いてあって、平成 25 年は 5,000 万円になっていますが、これは上がってしまったということですか。

(事務局)

そのとおりでございます。経緯といたしましては、十数年前ということになりますのではつきりとしたところではないのですけれども、やはり一般競争入札に比べますと、いろいろ評価点を出したりというような事務手続きが煩雑といった点がございまして、そういった点で金額を上げて、運用を改めたといったところでございます。

(石塚委員)

事務手続きということなのですね。また、将来的に考えていったりということもあるのでしょうか。

(事務局)

現在、5,000 万円以上につきまして、私ども推進しているところではございますが、1,000 万円以上でも工事発注課のほうで必要があるということであれば、総合評価方式を採用することができるよう形としておりますので、そういった案件が出てきましたら、採用できるようにということで周知をしているところでございます。

(石塚委員)

ありがとうございます。

(松岡委員長)

ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、続きまして、苦情処理、指名停止、談合情報対応について、事務局は報告をお願いいたします。

(事務局)

資料の 4 ページをご覧ください。

苦情処理について、該当案件はありませんでした。

次に、5 ページから 6 ページの指名停止についてです。令和 6 年度下半期において、指名停止となった案件は 3 件で、該当業者は 5 者です。

1 者目の措置対象事業者は、株式会社日建技術です。令和 6 年 10 月 31 日に行われた本市発注の「東区管内舗装現況調査業務委託」の指名競争入札において、落札決定後に、仕様書の条件を満たす技術者の不在を理由として契約を辞退しました。このことが、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の第 2 条別表第 2 第 7 号の「不正又は不誠実な行為」に該当し、1 か月の指名停止といたしました。

2 者目の措置対象事業者は、パナソニック産機システムズ株式会社、3 者目は、パナソニック環境エンジニアリング株式会社、4 者目は、パナソニック EW エンジニアリング株式会社です。資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として配置したとして、令和 7 年 1 月 31 日、各地方整備局等から建設業法違反による監督処分を受けました。このことが、指名停止等措置要領第 2 条別表第 2 第 6 号（2）の「建設業法違反行為」に該当し、1 か月の指名停止といたしました。

5 者目の措置対象事業者は、株式会社晴耕舎です。長岡市内の建物解体工事において、令和 5 年 12 月 12 日に発生した工事関係者の死亡事故に関して、労働安全衛生法違反で株式会社晴耕舎及び同社の社員が罰金の略式命令を受けました。このことが、指名停止等措置要領第 2 条別表第 1 第 8 号の「安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故」に該当し、2 週間の指名停止といたしました。

6 ページに、指名停止等措置要領の該当条項を参考までに掲載しております。

次に 7 ページをご覧ください。「談合情報対応」について、該当案件はありませんでした。

報告は以上でございます。

（松岡委員長）

ありがとうございました。ただいまのご報告について、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

（2）当番委員より抽出工事事案の説明

（松岡委員長）

それでは、続きまして、次第の（2）当番委員より抽出工事事案の説明についてでございますが、今回、審議する抽出工事事案につきましては、事務局からの依頼により、私が抽出させていただきましたので、抽出事案と抽出理由について、私のほうから説明させていただきます。お手元の資料の 8 ページ、9 ページをご覧くださいと思います。抽出事案の一覧について

は、8 ページに記載の 6 件、制限付一般競争入札から 3 件、指名競争入札から 2 件、随意契約から 1 件を抽出させていただきました。

抽出理由についてですが、こちらは 9 ページに記載しているとおりですが、No. 95 については、契約金が 6 億 5,758 万円と高額で、落札率も 98.09 パーセントと高く、申請者が 1 者のため経緯を知りたい。No. 110 につきましては、落札率が 97.54 パーセントと高く、申請者 3 者のうち超過が 2 者のため経緯を知りたい。No. 167 につきましては、申請者 4 者のうち 2 者が辞退、1 者が無効となり、落札率が 98.99 パーセントと高いため経緯を知りたい。

続きまして、指名競争入札 No. 1 につきましては、落札率が 100 パーセントで申請者 25 者のうち 14 者が辞退、6 者が超過、4 者が棄権となったため経緯を知りたい。No. 2 につきましては、落札率が 100 パーセントで、申請者 10 者のうち 4 者が辞退、2 者が超過、2 者が棄権となったため、経緯を知りたい。

それから、随意契約につきましては、契約金額が 9,091 万 5,000 円と高額で落札率も 98.99 パーセントと高いため経緯を知りたいということでございます。

抽出事案については、事務局から一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順にご説明いただきます。なお、質疑につきましては、ある程度、区切りながら行いたいと思っております。

それでは、一般競争入札の総合評価方式の事案について、事務局は説明はお願いいたします。

(3) 抽出工事案件の審議

(事務局)

契約課の小樋山と申します。私のほうから、抽出案件①の説明をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の 10 ページをお開きいただけますでしょうか。各項目を上から順に見ていきたいと思えます。抽出案件①、項目の一番上、まず発注方式についてですが、これは制限付き一般競争入札の総合評価方式となっております。工事担当課は、公共建築課でした。工事名につきましては、公建第 9 号新潟市音楽文化会館大規模改修工事となっております。

次の予定価格ですが、6 億 942 万円（税抜）でございます。落札金額は、5 億 9,780 万円（税抜）です。落札率、落札金額を予定価格で割り返した率のことになりますが、98.09 パーセントということでした。

この案件の工事種別ですけれども、建築一式となっております。建設業法では工事が 29 種類の工種に分けられておりまして、そのうちの一つです。中身としましては、総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事とされております。

次の２項目については、別途資料を用意してございます。一枚めくって、11 ページをご覧くださいいただけますでしょうか。工事概要です。本工事は、財産経営推進計画というものと、新潟市公共建築物長寿命化指針というものに基づきまして、音楽文化会館の内部・外部の改修を行うものです。この二つの計画といいますかドキュメントですが、いずれも老朽化した施設群について、施設の再編や長寿命化を通じて、効率的な施設の維持運用を推進するものとなっております。音楽文化会館なのですが、昭和 52 年に開館しまして、40 年以上 50 年弱が経過しておりますが、長寿命化のうで継続使用していくという方針のもとで、今回、大規模改修に着手したということでございます。

それでは、10 ページの抽出事案説明書のほうに戻りたいと思います。

項目の中ほど、競争参加資格の設定内容についてです。12 ページに公告書類のほうを添付しております。後ほど、くわしく説明したいと思います。ほか入札の一般的なルールにつきましては、別に定めのある一般競争入札共通公告によって設定しております。この一般競争入札共通公告というものは、市ホームページに掲載しておりまして、関係事業者にも周知済みの決まりごととなっております。中身としましては、すべての案件に共通する、暴力団は受注できませんよとか、指名停止中の事業者さんとは契約できませんよというような基本的なことがらを取りまとめた文書となっております。

その下、資格設定の経緯・理由です。いろいろと要件をつけるにあたっての根拠がございす。まずは、ここに書いております、一般競争入札実施要綱第 3 条です。工事ごとにいろいろ要件を定めますが、例えば、市内本店限定であるとか、S ランク事業者でないとかだめですよとか、そういった個別の案件につきましては、審査委員会に諮ったうえで設定できますとしている論拠として、この一般競争入札実施要綱第 3 条というものがございす。

先ほど申し上げた審査会、正式名称が新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会というもののなのですが、副市長が委員長になっております。原則、月に 1 回開催しております。ここで 5,000 万円以上の案件の要否というものを個別に審議したうえで定めております。

その他、新規要件や実績要件をつけることについては、より上のレベルの法律的な裏づけというものもございまして、例えば、施工能力のない事業者が工事を受注してしまわないために、品確法と呼ばれている法律もございすし、ほかには市内本店限定といったような地域要件をつけるにあたりまして、中小企業振興基本条例というものを新潟市としては定めてございす。

次の項目に参ります。資格参加申請書の提出者数ですが、これは 1 者でした。辞退者数はありませんでした。なしです。入札参加者数は 1 者でした。有効札が 1 者でした。落札候補者の資格認定についてですけれども、ここに書いてございすとおり、新潟市においては、入札後

に落札予定業者の資格審査を実施しております。入札事務手続き期間の短縮や入札の契約事務の効率化のためでございます。一番下、入札状況等の契約までの経緯については記載のとおりとなっております。

続きまして、12 ページ入札公告のほうに進みたいと思います。先ほどのページと重複する部分が多々ございますので予定価格以降について確認していきたいと思います。予定価格については、事後公表としております。落札候補者決定後に公開ということになっております。

続きまして、最低制限価格です。総合評価方式なので、本案件については設けないとしておりました。ただ、代わりに調査基準価格を新潟市では採用しておりまして、そちらが適用になった案件でした。

次の、申請申込締切日時から入開札予定日時です。電子入札の手続きが可能な期間や開札時間等を記載したものになります。書かれたとおりに実施しております。

次に、前払金です。業者決定後、業者から求めがあった場合に契約金額の4割以内を前払いしております。原則すべての工事で適用すべきものという位置づけの制度でございます。

次に、部分払です。これは工期が2年以上の場合に適用になります。年度ごとの出来高に応じて、支払額を決定するというような制度になっております。この案件につきましては、工期が2年を超えるものではないので適用対象外でした。

次、入札保証金、新潟市競争入札参加資格者名簿に登録済みの事業者は免除されます。

続いて、請負業者賠償責任保険です。施工中に事故等で人心、物損等の被害が生じたときの補償になります。この工事においては、要加入としておりました。コンサル、設計案件は別として、工事案件につきましては、原則すべて保険に入ってもらおうというような建付になっております。以降なのですが、特に案件を精査して、不適格業者の排除ですとか、工事の品質確保、地域振興などの観点を考慮して設定した公告時の個別要件が列記されてございます。まず単体または特定共同企業体、一定金額以上の工事でJVとすることとしております。この工事においては3JVでした。

格付または評点です。格付ですが、2年に一度、業者登録の更新時に個々の事業者に対して工事实績に応じてランク、格付をさせていただいております。SランクからCランクまでになります。この工事は、校種が建築一式でSランクの格付を経ている事業者が代表企業じゃないとダメですよと設定しております。構成員においては建築一式で、SランクからBランクとしておりました。営業拠点です。地方自治法施行令167条5の2で地域要件が設定できますよとされております。この工事では、市内に本社を有する事業者のみ参加を許可するという設定でございました。

次に、実績要件です。実績要件は、この案件においては、1,000平米以上の複数階非木造建

築の新築、増築、改築の実績ないしは 3,000 万円以上の改修工事の実績を求めておりました。実績ですが、コリンズと呼ばれる公共工事实績のデータベースシステムがございまして、そちらで確認済みです。コリンズというのは、国土交通省が整備したインターネット上のシステムのことです。

では、13 ページの入札・契約結果詳細のほうに進みたいと思います。結果なのですけれども、総合評価の結果、福田・本間・新潟藤田特定共同企業体が落札しております。予定価格が 6 億 942 万円のところ 5 億 9,780 万円での落札となりました。最低制限価格設定は総合評価方式を採用していますのでなしでした。参加申請 1 者、辞退者なし、有効札 1 者です。この案件についての所感を申し上げますと、まず 1 者のみの入札だったのはなぜかというところなのですが、6 億円を超える大規模案件でした。これだけの大規模案件となりますと対応する業者が限られてくる上に、JV が要件になっておりますので、JV を組織する手間というものがどうしても生じてきますので、結果として 1 者しか手挙げできなかったと認識しております。この工事のその他特徴としましては、本案件が音文の大規模改修工事ということで、外部、内部のかべでしたりを改修する工事となっておりまして、ほかにホールですので、舞台照明設備の工事ですとか、空気調和設備、エアコン関係で空調関係の設備工事というものも同時並行的に施工していく必要がありました。そういった中で、ほか案件は、またほかの事業者が施工しておりますので、他業者さんとの調整が必要であると。そういったところにまた非常に手間がかかってくるということで、悪条件の多い工事だったのかなと推察しております。落札率が高い要因なのですけれども、99.9 パーセント。先ほど述べたような悪条件がありまして、参加事業者が少ないだろうなということは、今回、落札した共同企業体さんのほうも承知だったかと思えます。そういった中で、その辺を見越して、強気の札入れをしたのではないかと推測しております。要は値下げしてまで、この案件を受けなくていいのかなというような意識が働いた結果ではなかったのかなと認識しております。

私のほうからは、抽出案件①について以上でございます。引き続きまして、総合評価の詳細について、技術管理課のほうから御説明いたします。

(事務局)

技術管理課でございます。総合評価の内容について、私のほうから説明させていただきます。

14 ページをご覧ください。総合評価方式による評価結果でございます。表の上、調査基準価格は、先ほどの説明でありましたように、総合評価方式では最低制限価格を付さないのですが、それに代わり価格の妥当性の確認が必要な金額を設定しているものでございます。

表は、1 行目の左側から、入札参加者名、入札価格、価格評価点 (A)、技術評価点 (B)、総合評価点 (A) プラス (B)、結果を記載しております。

価格評価点と技術評価点は、おおよそ8対2の割合です。価格点は調査基準価格より高い価格で、それに最も近い価格を80点とします。この基準から離れていくにつれ減点していきませんが、この基準より低い場合は、高い場合に比べ3倍の減点をしていきます。今回は範囲に入っていたので80点となっています。

次に15ページをご覧ください。総合評価方式に関する評価調書でございます。技術評価点（B）の内訳でございます。少し見えにくいのですが、上段の概要の下表でございます。総合評価の配点及び評価項目をご覧ください。1行目の左側から、総合評価点が100点となっていますが、申し訳ございません、99.5点の誤りでございます。修正をお願いいたします。価格評価点80点、技術評価点が20点となっていますが、こちらについても申し訳ございません、19.5点の誤りでございます。修正をお願いいたします。

この案件では、簡易な施工計画は求めていませんので、空欄です。工事の施工能力、地域貢献度、客観的な優良性があり、その下の行に評価項目を記載しています。表の右はじに技術評価点（B）の列に合計点17.173となっています。

その下の表、価格評価点（A）と技術評価点（B）を合わせた97.173が総合評価点です。この案件は1者のみの入札でしたので、福田・本間・新潟藤田特定共同企業体が落札候補者となりました。その後、候補者から自己評価した技術評価を確認する書類の提出を受けて、私どもで審査を行い、その結果、誤りがなかったことから、契約者となりました。以上で説明を終わります。

（松岡委員長）

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問ございますでしょうか。

（芳賀委員）

技術評価点について疑問に思ったことなのですが、技術評価点における地域貢献度の欄で、今回の受注の条件がたしか新潟市内という条件があったと思うのですが、その中で、この地域内拠点の点数がついていないのが何でなんだろうなと疑問に思いました。

（事務局）

ご質問ありがとうございます。総合評価におきましては、こちらの地域貢献度の部分につきまして、空欄になっている部分については、この工事の案件につきましては、評価しないという形にしております。すべての評価項目について評価してまいりますと、差がつきにくいというか、同じ業者さんだけ高得点になるという可能性が出てまいりますので、案件によって無作為にというか、順番にというか、タイプをいろいろな災害活動協力と今回はボランティア活動を加点しておりますけれども、ここのところを除雪にしたり、障がい者雇用にしたりというようなことで、偏りが業者さんにとって優位性が偏らないようにというようなことも配慮でこの

ような形にしております。

(松岡委員長)

ほかにご質問は。

(坂本委員)

すみません、見方についての質問なのですが、今回は入札したところが1者しかないということだったので、これが何者かあった場合には、この評価をそれぞれやるという形なのでしょうか。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。はい、そのとおりでございます。今回、1者でございましたので、このような形になっておりますが、15ページのところ、今、1というように一番左側のほう、番号が書いてありますけれども、この下に行が続いていくような形で、それぞれについて点数を自己評価してもらったものをつけていただいて、数字を合わせまして合計点で一番高い業者さんが落札候補者ということになりまして、その落札候補者の方から証拠書類ということで、この自己評価したものが確かに正しいかどうかといったところを出していただいて、それを審査いたしまして、落札者となるという形になります。

(松岡委員長)

ほかにごありますか。

すみません、私のほうからお聞きしたいのですが、まずJV特定共同企業体については、今回は福田・本間・新潟藤田ですけれども、代表者というのは筆頭にある名前の会社が代表ということなのですか。

(事務局)

そうです。筆頭になります。JVの場合、出資金比率というものがございまして、原材料だったり、かかる費用を拠出するに当たって、この工事全体の5割をおれたちが払うよと。うちはじゃあ2割ねみたいな感じで、出資金比率を定めるのですが、それが一番大きい会社というのが代表企業という形になってきます。この案件におきましては福田組さんがそれに当たります。

(松岡委員長)

分かりました。ありがとうございます。

それと先ほどの15ページの総合評価の関係なのですが、そうしますと技術評価点が必ず20点になって、総合評価点が100点になるわけではなくて、そもそも99.5点満点で評価したということなのでしょうか。

(事務局)

先ほどご質問いただいたように、同じ業者さんが優位にならないようにということで、地域貢献度と客観的な優良性のところで、選択する、選択しないということをしておりますので、合計点が多少変わってくるといったところがございます。そのために今回のタイプですと99.5点が満点という形になります。100点の場合もございます。

(松岡委員長)

分かりました。ありがとうございます。

もう一つですけれども、単独業者であれば、ランクがSからCまでついているのだと思うのですけれども、J Vの場合は、J V自体の評価って多分ないと思うのですが、例えば、福田の評価、本間の評価、新潟藤田の評価というのはあると思うのですけれども、それをどのように合計して、この点数。J V自体の技術点とか、そういう点数を出すのでしょうか。

(事務局)

こちらにつきましては、出資比率に応じてあん分して点数を出していくという形を取っております。

(松岡委員長)

それぞれの会社の点数掛ける出資比率で出していくということなのですね。分かりました。ありがとうございました。ほか、よろしいですか。ありがとうございます。それでは、残りの一般競争入札2件について、事務局は説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、次に説明をいたします。

東区役所総務課課長補佐の小川でございます。よろしくお願いいたします。それでは、資料16ページをご覧ください。抽出事案②になります。

発注方式は制限付一般競争入札で、工事担当課は公共建築課です。工事名は、公建第13号船江町住宅5号棟外壁・屋上防水改修工事となります。

予定価格は、2,481万円、落札金額は2,420万円、落札率は97.54パーセントでした。

工事種別は、建築一式になります。

工事概要は、17ページに記載のとおりとなります。この市営住宅は、平成3年の竣工から昨年度まで大規模な外壁・屋上防水工事を行っておらず、壁の亀裂やひび割れ、屋上防水シーートの剥がれなど、劣化が激しい状況だったこともあり、予防保全のため屋上防水及び外壁の改修を行い、施設の長寿命化を図ることを目的としております。

資格を設定した経緯・理由になります。東区長を委員長とする「新潟市請負工事等東区役所審査委員会」に諮り、決定をしております。すみません、16ページに戻ってください。

資格を設定した経緯・理由ですが、今ほど申し上げましたとおりになります。資格参加申請

書の提出状況などは、事案説明書に記載のとおりでございます。

続きまして、18 ページをお開きください。入札公告をご覧ください。先ほど、契約課より詳細な説明がありましたので、同様の箇所については説明を省略させていただきます。上から 11 段目の最低制限価格は設けるとし、予定価格と同様に事後公表として、落札候補者決定後に公開しております。下から 8 段目の単体又は特定共同企業体については、単体で設定しております。格付又は評点については、令和 5・6 年度新潟市入札参加資格者名簿の建築一式工事で B または C または D ランクに格付認定されているものとなります。次の営業拠点については、新潟市内に本社・本店を有するものとし、実績要件につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、19 ページの入札・契約結果詳細」をご覧ください。参加申請書の提出のあった 5 者のうち、3 者が入札に参加いたしましたが、1 回目の入札では予定価格 2,481 万円に対し、最低入札金額が 2,650 万円と全者が予定価格を上回る結果となりました。そのため翌日に再入札を実施したところ、1 者のみが予定価格を下回り、2,420 万円で株式会社コウエーが落札となりました。なお、落札率が 97.54 パーセントと高く、参加者 3 者のうち、超過が 2 者となったことについてですが、令和元年度以降の船江町市営住宅の別棟の改修工事が 3 件あり、このうち 2 件が、落札率が 96 パーセントということになっております。同様のこのような工事は、落札率が比較的高くなり安い傾向にあるのではないかと推察をしております。説明は以上でございます。

(松岡委員長)

ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問はございますでしょうか。

(今井委員)

1 回目の入札で全部超過だということで 2 回目の入札をしたわけですが、2 回目の入札で落札された方が 350 万円ほど安い金額を出されているのですが、内訳とかそういうことはお分かりですか。どういうところ値段を安くできたということか教えていただきたいと思えます。

(事務局)

1 回目の金額と 2 回目の金額の違い等ですが、内容を見ますと、共通費のうち現場管理費とか、一般管理費のほうを下げて皆さん入札されております。それでこの下げ率が大きかったコウエーさんが最終的に落札になったものと認識をしております。

(事務局)

補足ですが、共通工事費というものはあるのですが、この共通した工事費については、1 回目、2 回目とも同じ金額で起算されているものでございます。

(今井委員)

ありがとうございます。現場管理費を節約されたということなのですが、現場管理費を節約しても、安全性とかには問題がないのでしょうか。

(事務局)

この金銭的な部分で下げてきたということで、これは企業努力といった部分で下げてきていると思いますけれども、もちろん工事をするうえでは安全性の確保ということが一番重要な点ですので、その辺は質が下がらないようにということで工事を行ってもらっております。

(今井委員)

ありがとうございました。

(松岡委員長)

すみません、私のほうから初歩的な質問で恐縮なのですが、そうすると入札のときというのは、金額のみならず、内訳まで記載したものを提出して入札することなのですか、工事内訳。金額の内訳といいますか。

(事務局)

いや、入札のときは金額だけになります。

(松岡委員長)

今のご説明ですと、どこの部分をいくら下げたというのは、なぜ分かるのですか。2回目に350万下がったということでご回答が現場管理費から減額ということでしたけれども。

(事務局)

すみません、入札の金額なのですが、そのときに工事の内訳書ということで、それぞれの内容について、どれくらいの金額かということで提出を求めていますので、訂正いたしたいと思います。

(松岡委員長)

では、入札金額のほかに内訳書というものも入札時に提出することなのですね。

(事務局)

そうですね。そうなります。

(松岡委員長)

それでどこを減らしたか分かる、検証できるということですか。

(事務局)

はい。

(松岡委員長)

ちなみにそういった場合、事後的にというか、落札した業者は、その工事内訳の分配、提出

した表に記載された金額に拘束されるのですか。それとも、その工事内訳を内部的にずらしたりすることは可能なのですか。それとも、またそれを市のほうで事後的に検証したりすることはできるのですか。

(事務局)

実際、工事をするに当たって、業者のほうにどこにいくくらいというような形で出したかどうかということは、こちらのほうでは把握しておりません。

(松岡委員長)

分かりました。そうするとあまり拘束力がないということなのですね。分かりました。

ほかにご質問は。

(坂本委員)

初歩的なところで申し訳ないのですけれども、第1回目の入札の時点で、3者とも超過したということなのですから、第2回を行うに当たって、すべて超過していたのでみたいな形で伝えられるものなののでしょうか。

(事務局)

第1回目に入札が終わった段階で、すべて金額が達しなかったということを伝えまして、それで翌日に2回目の入札を行うという形で、これは電子入札で行っております。

(坂本委員)

達しなかったということは、超過しているという認識でいいのでしょうか。それとも下限すぎるということでしょうか。

(事務局)

今回は3者とも超過していたということになります。

(坂本委員)

ありがとうございます。

(松岡委員長)

ほかにご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

北区地域総務課長の江戸です。よろしくお願いします。

資料の20ページをご覧ください。抽出案件③住政第2号松浜町住宅しおさい棟給水設備改修工事についてです。

発注方式は、制限付一般競争入札です。工事担当課は、住環境政策課です。

予定価格税抜き990万円に対して、落札金額980万円で、落札率は98.99パーセントでし

た。工事種別は管です。本工事は、松浜の市営住宅の老朽化した給水設備の更新を行ったものです。

本入札の参加資格要件は、説明資料 22 ページの入札公告のとおりですが、新潟市建設工事の発注基準及び指名業者選定要項に定められている新潟市入札参加資格者名簿の管工事に登録された業者であること、また、実績につきましては請負金額 500 万円以上の衛生設備工事の請負実績を求めています。

入札参加申請が 4 者あり、そのうち 2 者が辞退し、1 者が無効、1 者から有効の応札がありました。辞退の理由としては、「積算してみたが予定価格以上だった」「積算作業が電子入札締切日時に間に合わない」と判断したため」とのことでした。以上で説明を終わります。

(松岡委員長)

今のご説明について、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(今井委員)

21 ページに施工前と施工中の写真があるのですが、見方が分からないので説明いただけますか。

(事務局)

受水槽給水方式のほうから直結給水方式ということで、受水槽のほうではなくて、水道管のほうから直接つなぐといったもので、施工前の工事する前と施工中のものといったものを出しているのだと思います。

(今井委員)

一番左側は、ボックスが新しくなって、つなぎも新しくなったんだというのが分かるのですが、真ん中の写真は駐車場のような写真があって、その後、このところに掘って管を交換したみたいなの、そういう意味でしょうか。

(事務局)

すみません、私のほうは、工事施工課ではないので、あまりくわしくは分かりませんが、恐らく。

(事務局)

すみません、技術管理課でございますけれども、真ん中、この受水槽方式から直結方式へというところなのですが、受水槽というところに水を貯めて、それで各戸に配布するというのは受水槽方式で直結給水方式というのが、道路にあります水道管から直接水を入れていくという形で、より衛生的ということになりまして、水圧が高くなったために、こういう方式ができるようになっていまして、真ん中のところにつきましては、今、駐車場の下のところに給水管を通しましたよという、新たに通しましたよという写真です。それと右側のほうも同じよ

うな形で、地中部に新たに水道管を通しましたというような写真でございます。

(今井委員)

丁寧な説明ありがとうございます。

(松岡委員長)

ほかによろしいですか。ありがとうございます。

続きまして、指名競争入札2件について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

西区総務課の大橋です。よろしくお願いいたします。

資料の24ページ、抽出事案説明書④をご覧ください。西区建設課の主要地方道新潟寺泊線(内野町地内)側溝敷設替工事についてです。

予定価格901万円に対し、落札価格901万円で、落札率は100パーセントでした。工事種別等は、記載のとおりです。

25ページをお開きください。工事概要についてです。本工事は経年劣化による傷んだ側溝を入れ替えるものです。西区内野町の中心部を通る県道の雨水を適切に処理することで、道路冠水の危険性を排除するとともに、側溝を健全な状態に更新することで安全で快適な通行を確保するものであります。

26ページ、入札情報についてです。資料の中ほど、入札方式は指名競争で、令和6年12月4日に開札いたしました。

27ページをお開きください。入札・契約結果詳細についてです。下の表に記載の25者を指名し、4者が棄権、14者が辞退、6者が超過となり、残り1者が予定価格内の入札であったため、落札者を決定しました。

抽出理由としてご指摘のありました「辞退が多い」について、辞退届を提出した8者の内容を確認しますと、「他に工事を受注したため、技術者の確保ができなくなった」ことを理由に挙げた業者が4者、「積算してみたが予定価格以上だった」ことを理由に挙げた業者が2者となりました。残り2者の辞退理由は不明です。

続いて、落札率が100.00パーセントと高くなった経緯についての推測です。前提といたしまして、土木工事は積算基準や設計単価が公表されていることから、予定価格を算出しやすい状況です。受注意欲の高い業者であれば、自社で積算した予定価格より低い金額で入札することが想定されますが、予定価格に近接した金額で入札された状況から、受注意欲はそこまで高くないが、落札するのであればより高い金額で受注したいという動機が働いたことが推測されます。説明は以上となります。

(事務局)

続きまして、抽出案件⑤北建第 213 号北 3－87 号線外側溝工事についてご説明します。説明資料 29 ページをご覧ください。

発注方式は指名競争入札です。工事担当課は、北区建設課です。予定価格税抜き 864 万円に対して、落札金額 864 万円で、落札率は 100 パーセントでした。工事種別は土木一式です。

本工事は、北 3－87 号線などの老朽化した側溝の修繕工事を行ったものです。蓋もない側溝であったため、蓋つきのきれいな側溝にしたものです。

入札につきましては、指名競争入札により入札を行い、指名業者数は 10 者で、4 者が辞退し、2 者が棄権、2 者が予定価格を超過し、落札者ともう 1 者から有効の応札がありましたが同額であったため、くじにより落札者を決定しました。

辞退の理由としては、他の工事を受注したことにより技術者の確保ができなくなったとのことでした。以上で説明を終わります。

(松岡委員長)

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問はございますでしょうか。

(坂本委員)

先ほど、土木関係は単価が公表されているので 100 パーセントになる可能性も高いということだったのですが、その他の入札業者だと、どちらかというと超過しているところが多いのですが、その辺はどのように考えたらいいのでしょうか。

(事務局)

なかなかその相手業者がどのように見積もったかということは、我々のほうは分からない部分があるのですが、最近のいろいろ工事単価の上昇などにより、そういった公表よりも高く上がってきたのではないかと考えているところです。

(松岡委員長)

ほかよろしいですか。

続きまして、随意契約 1 件について、事務局はご説明をお願いいたします。

(事務局)

契約課小樋山です。

それでは、抽出事案説明書⑥、33 ページをお開きください。工事名ですが、食花第 10 号食肉センター圧縮空気設備改修工事です。発注方式は随意契約となります。工事担当課は食と花の推進課です。予定価格が 8,349 万円、落札金額が 8,265 万円、落札率は 98.99 パーセントでした。工事種別としましては、機械器具設置となります。工事概要ですが、次ページに記載のとおりです。

34 ページをご覧くださいと思います。工事目的等々について書かれております。まず、

食肉センターとはなんぞやというところなのですが、新潟市周辺地域の食肉の解体作業を一手に担う施設となっております。とさつされた動物をカットして、枝肉。よくテレビで塊の肉がぶらんと天井からぶら下がっているようなものが出てきますが、あのイメージです。カットして枝肉までにする作業というのをこの施設が担っているということです。カットの工程をはじめとして、施設内の機械群というのはすべて圧縮空気を動力にしております。衛生上の問題から、電気が使えないのです。というのは、生肉を扱う関係上、本当にまめに水を使って機械の洗浄が必要なのですけれども、もし電気を使うような通常の機械を用いた場合、感電、火災のおそれもあるということで、この圧縮空気を使った特殊な設備が必要であると聞いております。この設備が30年以上経過して老朽化したので、必要な箇所について更新をかけると。そういった工事になっております。

資料のほうにございますとおり、圧縮空気設備本体6台を更新したということでした。

33 ページにお戻りください。選定した相手方ですが、日立産機システム甲信越サービスとなります。なぜ日立産機システムと随意契約したかですが、当該の圧縮空気設備なのですけれども、施設に合わせ専用に作成するオーダーメイドの設備であるということでした。施設の構造や既存の設備、残った設備との調整がどうしても必要になってくるのですけれども、既存の機械を施工して、ノウハウを十分に持った業者にしか任せられないという中で、この施設については、もともと日立産機システムさんが設置したものですし、それにメンテナンスともものも同社が一手に引き受けていたと。平成5年に稼働したそうなのですけれども、そういった状況ですので、今回の更新工事については、日立産機システムにお願いするほかなかったと聞いております。

先ほど申し上げたとおり、新潟市一帯の食肉の供給を一手に担っている施設でもありますので、万が一にも事故があってはいけない、施設が止まってはいけないということで、日立産機システムと随意契約となっております。

見積状況等の契約までの経過ですが、令和6年10月23日に見積り合わせを行い、予定価格内だったため、10月28日付で契約締結しております。

35 ページに、先ほどの案件と同じように、入札公告書のほうをご用意しておりますが、抽出事案説明書と内容が重複するので、割愛させていただきます。その次の36ページの入札・契約結果をご覧ください。こちらについても、内容がほぼほぼ公告文書同様、抽出事案説明書と重複するので省略させていただきますが、最後に落札率が高い理由についてです。先ほどからご説明させていただいたとおり、オンリーワンの案件のため、見積もりについては、日立産機さん1者からの聴取のみということでした。先方も、参考見積もりの段階で十分精査したものを提出してきた中、その後すぐ本見積もりを取っているということで、ほとんど差のない価

格となってしまったものと聞いております。そういった経緯の中で落札率が 98.99 パーセントであったということだと認識しております。私のほうからは以上です。

(松岡委員長)

ありがとうございます。ただいまの案件の説明について、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。特にございませんでしょうか。

それでは、以上で抽出事案の審議はすべて終了いたしました。本日の委員会において、全体に関する質問は市の入札、契約制度についてご意見などありましたら、お願いいたします。

(坂本委員)

予定価格についてなのですけれども、市の中でというか、いろいろ積み上げて価格が出ているかと思うのですけれども、その単価というのは、見直しの頻度はどれくらいなのでしょう。

(事務局)

案件によって違いまして、土木工事、建築工事ですと、一般的なものですと労務費等、あと材料等がありまして、基本的には2回ということになります。またこれも使っている材料等によりますので、大きく2回。そのほかコンクリートですとか、鉄筋とか、アスファルトだとか、そういった材料につきましては、月ごとにとか、四半期ごとにとというようなことで分かれております。また、先ほど、お話があったような、見積もりを取ってといったところについては、見積もりを取ってということになりますので、価格を年度ごとに変えていくというような特異なものではございません。

(坂本委員)

見積もりについてはその都度でしょうか。私の職業柄というか、どちらかというといつもはお客様(建設業者)のほうの経理を見ているのですけれどもやはり人件費が上がったりだとか、材料費、燃料代がだんだん上がってきているので、会計の数字を見ているとなかなか厳しいときもありまして、一応、見積もりの予定価格のところでは企業さんの当然、利益も確保しての価格という認識で大丈夫でしょうかね。

(事務局)

見積もりにつきましては、基本的に見積もり。

(坂本委員)

すみません、見積もりというか、予定価格。

(事務局)

予定価格を作成するときに、見積もりによるときにしましては、見積もりの有効期間というものを業者さんのほうでも書かれていますので、その有効期間内であればこの金額でいいよということで、その時点で適切な労務費ですとか、経費等が組み込まれたものというように認

識しております。

(坂本委員)

そこに企業さんの利益部分も入っているのでしょうか。

(事務局)

そうですね。また案件によるのですけれども、細かなもので、私どもの積算基準としておっている単価と合わせた場合につきましては、経費率というのは決まったものになってきますので、その経費率については、年に一回、変わっていくというような形になっていきますけれども、見積もりだけという場合については、その見積もりの中に企業の利益が含まれているということで、ご理解いただければと思います。

(坂本委員)

ありがとうございます。

(今井委員)

先ほどの随意契約のところなのですけれども、この機械を入れて 30 年以上たっているということで、メンテナンスとか、そういうことで、ここの日立さんでしたか、日立産機システムさんにメンテナンスとかいつもお願いしているかと思うのですが、30 年もたっていると、いろいろな機械とか、メーカーとか、いろいろなものを出していると思うのですけれども、そういうことに対して公平性みたいなことは確保しなくてもよろしいのでしょうか。信頼があるということで、多分、随意契約ということだったと思うのですが、そういうところはお考えになったりとかしないのでしょうか。

(事務局)

この種類の施設につきましては、同様の施設が例えば山形県にございますし、福島県にもあるので、建物に合わせて機械を設置する関係上、この施設に限らず、非常に独自性が強い。オーダーメイドとしての特性が強いので、あまり新製品が出たら、それをぱっと置けば機能するというようなものではなくて、基本的にできあいの機械だったとしても、それをどうつなげて、どう配管して、その施設の機能として落とし込んでくかというようなところは、非常に専門性の高い部分だと聞いております。

あともう一つ、経営的な視点からいっても、担当課のほうから聞いたところによりますと、非常に大がかりな施設で、運営にも多額の経費がかかる中で、いかにコストをかけずに目的であるところの食肉の安定供給を果たすかといったところで、だいぶ苦労されているのだそうです。なので、機械の一斉更新というのは、今回、非常に大規模な、初めての大規模更新なのですけれども、基本的には考えておらず、がたのきた部分から細やかにメンテナンス、更新というのですか、機械の入れ替えを随時してきた関係もあって、先生がおっしゃるような新しい機

械が出たので、一気に入れ替えるというような考え方はしてこなかったというようなところを聞いております。

(今井委員)

ありがとうございました。

(松岡委員長)

新人の芳賀委員、何かせつかくですから、ご意見やご質問などあったらいかがですか。

(芳賀委員)

ご説明ありがとうございました。私が少し違和感を持った部分としては、見積金額が大体超過している場合は、企業さんしょうがないのかなとも思いつつ、すごい見積金額が低くなってしまった企業さんについては、どういった対応を考えてらっしゃるのかなということを疑問に思いました。安くできるのだったら、それはそれでいいのかなと思ってしまったのが僕の意見です。

(事務局) 昨今、先ほど委員からお話しありましたが、非常に建設業界を取り巻く状況が厳しいということで、建設業界の環境改善に国土交通省が本腰を入れて取り組んでおります。そのための法律改正というものも、数年に一度、随時進んでいるような状況です。そういった中で、適切な労務費の確保ということがうたわれておりまして、以前は違ったのかもしれませんが、ここ数年のトレンドでいうと、安ければ安いほどいいというようなことではなくて、やはり適切な労務費が確保されているかどうかとしっかり見極めたうえで調達していきなさいよというスタンスが自治体側にも求められております。なので、ちらちらと説明の中でも出てきましたが、一般競争入札であれば、最低制限価格を下回った札入れは安くてもだめですよ。失格になりますし、総合評価の場合におきましても、最低制限価格に準ずる低入札価格基準というものがありまして、それを下回った場合は、価格点が減りますし、低入札でその案件で契約相手となった場合も、自治体側からどうしてこんなに安くなったんだい。本当にこれで施工ができるのかい、労務費が確保されているのかいというようなことを、企業にお聞きしまして、適切な労務費であるかどうかの見極めというものをしっかりやっております。そういった状況になっておりますので、一昔前と違って、安ければいいというものではないということを肝に銘じて、我々は調達をしている状況だということを回答とさせていただきます。

(芳賀委員)

ありがとうございます。企業側の声のほうもヒアリングされているということで、僕自身、大変勉強になりました。ありがとうございます。

(松岡委員長)

ほかよろしいですか。

それでは、委員から出されたご意見について、事務局は今後の参考とするように、よろしくお願いいたします。

それでは、最後にそれでは最後に、次第の3「その他」について、事務局は説明をお願いいたします。

3. その他

(事務局)

それでは、連絡事項が2点ございます。

1点目が、次回第2回の開催についてです。次回の定例会議は令和7年11月下旬を予定しております。時期が来ましたら、事務局から日程調整のご連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

2点目が、次回の当番委員についてです。審議対象工事を抽出していただく次回の当番委員についてですが、今回は改選後初回ということもありまして、再任である松岡委員をお願いいたしました。次回は新任の坂本委員にお願いできればと思いますので、お忙しいところ恐縮でございますが、ご協力をお願いいたします。

連絡事項は以上になります。

(松岡委員長)

ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の委員会はすべて終了となりますので、閉会とさせていただきます。

スムーズな議事運営へのご協力ありがとうございました。大変、お疲れさまでした。